

岐阜市立西郷小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年3月改定
令和2年8月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立西郷小学校『いじめ防止基本方針』」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。本校では、この方針に基づき、「心のアンケート」を活用した教育相談や、学校キャラクター「ゆめ」「ひかる」を作ったの、児童会を中心にあいさつの取組、「よいこと見つけ」（強化週間）等を行ってきている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

上記にある「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。児童間で起こりがちなささいなけんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを客観的に判断する必要がある。また、インターネットで悪口を書かれた児童は、そのことを知らずにいる場合がある。行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるまでに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等は、上記の法の趣旨を踏まえ、適切な対応にあたる必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である場合もある。

- | | |
|---|-----------|
| ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。刑罰法規【脅迫・名誉毀損・侮辱】 | |
| ◇仲間はずれ、集団による無視をされる。 | |
| ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | 【暴行】 |
| ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | 【暴行・傷害】 |
| ◇金品をたかられる。 | 【恐喝】 |
| ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 【窃盗・器物破損】 |
| ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 【強要・強制猥褻】 |
| ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 | 【名誉毀損・侮辱】 |

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んだかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認する等適切に対応する。

(4) 基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、学校教育全体を通して、特に以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許されない」

・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

学校が児童に示す4つの決意

①どの子も全力で応援する。

②仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。

③いつでもどんな相談も聞く。

④相談されたら、その日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、「生き方の探求学習」として、教科横断的に、生命の尊厳を近しい、「一人一人が価値ある大切な存在として互いに認め合う教育」を重点的かつ多角的に推進していく。全ての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感を高める学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(6) 保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受

けた場合には、適切にいじめから保護をする。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」という認識を教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 魅力ある学級・学校づくり

どの児童にもよさがあるという考えから教職員が児童一人一人を価値付けて認め、児童に自尊感情をもたせていくように努めることが大切である。「自分にもよいところがある。自分はみんなから認められ大事にされている。」という思い（自己肯定感）が児童に生まれれば、自分自身を価値のある存在と認め、学級に心の居場所をつくる（自己有用感）ことができる。これは、家庭や地域においても同じことがいえる。自分の心が満たされ安定すると、周りの友達にも優しく接することができるようになる。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となるはずである。

具体的には、「分かる・できる授業」を推進し、児童が「分かった・できた」という達成感を味わうことができるように、共同学習を仕組む等指導内容や指導方法の改善に努める。

(2) 安心感生み出す指導

学校生活のあらゆる場面においても、児童同士がかかわりあう機会や活動を仕組み、それぞれのよさが見つけられやすいようにする。児童会活動の主となる執行委員会が、いじめが起きにくい学校、安心して過ごせる学校にするために「あたたか言葉キャンペーン」等を「いじめを見逃さない日」に合わせて計画し、温かい言葉をかけあったり相手を思いやったりすることができるように、教職員はサポートする役割に徹するよう心がける。温かい言葉や行為を受けた側がその思いを相手に伝える、そしてそれを知った相手も自分の思いを返すようにし、双方が幸せな思いに浸れるように働きかけていくことが大切である。児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

また、帰りの会等でよいことみつけの時間を設けたり、掲示コーナーで個のよさを位置付けたりする。

(3) 生命や人権を大切にす指導

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業をはじめ、特別活動等での体験的な学習活動による生命・人権を大切にす指導を行う。特に、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を、「いじめを見逃さない日」の取組等を通して育て、生命の尊厳への理解を深める。さらに教職員の人権感覚を高める取組として、校内研修の充実も図っていく。

(4) 全ての教育活動を通した指導

アンケートを意図的・計画的に行い、個々の学校生活での悩みや相談事を把握する中で、自己指導能力の育成に取り組む。アンケートや日頃の児童との会話、教職員向けの「いじめ早期発見のためのチェックリスト」から、児童の心の状態を理解するように努める。児童が教職員に相談事をもちかけてきた時は、じっくり話を聞くようにする。その場合、家庭とも連絡を密にとり、互いに協力し合い見守りを続けるようにする。日記や日々の児童同士の会話等からも、児童の実態をつかむようにする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策推進をする

高学年児童を対象に「非行防止教室」を開設する。警察署の担当者等専門機関から講師に招き、具体的な事案や動画を通して、児童が「情報モラルとは何か」「インターネットのよさと怖さ」等について十分に理解できるように指導する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、傍観者にならないためにも「SOSの出し方教育」を位置づける等、計画的に互いに仲間の変容に気付ける力の育成を図る。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

① 早期発見のための手立てを講じる

<日々の児童の観察>

休み時間や昼休み、給食の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

<観察の視点>

成長の発達段階からみると、児童は中学年頃からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめも発生しやすい傾向がある。この時期をどのように過ごしてきたのか等学級担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、グループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

<日記やプリントの活用>

必要に応じて気になる児童には日記を書かせたり、テーマをもって学級の児童全員にプリントを書かせたりすることで、学級担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、校長、学年主任や教育相談主任やいじめ対策監と相談し、教育相談を行ったり、家庭訪問を実施したりして、迅速に対応する。

<いじめ実態調査アンケート>

各学期に1回「こころのアンケート（いじめ項目あり）」（記名）を行う。1学期と2学期のはじめには、「こころのアンケート（体調を問うものを中心）」（記名）を実施する。各学期に1回は、アンケートの内容を保護者にも確認してもらうようにする。毎回、「困っている子がいないか」と情報提供を促す質問事項を入れ、いじめの情報を少しでも入手できるようにする。児童の様子や実態に合わせて、随時必要な時に実施を要する。同じ項目で年間見ていくことで、児童たちの心のあり様を数字で見られるようにしていく。アンケートをとった日のうちに、事情を聞き始める等、対応をし始めたことが児童にも分かるようにしていく。アンケートを実施した「その後」についても、児童や保護者に必ず聞き、学年、管理職と共有できるようにする。

② 相談しやすい環境づくりの推進

児童が教職員や保護者へいじめの相談をすることは、とても勇気がいる行為である。いじめている側から「ちくった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

<本人からの訴えには>

本人の心身の安全を守ることが一番大切なことである。日頃から児童に「よく本当のことを言ってくれたね。辛かったね。気づいてあげられなくてごめんね。あなたのことを全力で守るからね。」等という言葉をかけ、教職員の姿勢を伝える。実際に本人の訴えがあった場合には、全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や教育相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、校長、学級担任や養護教諭、教育相談主任を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

<保護者からの訴えには>

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童のよいところや気になる場所等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、

保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

<周りの子どもたちからの訴えには>

いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく教えてくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

いじめの早期発見のために、いじめ対策監は校内巡視を行い、児童の様子や学級の様子に気を配り、仲間関係等の変化に気付けるようにする。また、変化に気付いた時には、管理職や担任と連絡を密にとり、児童のサポートに入る。いじめの疑いがある場合には、管理職に報告し、担任等関係職員と情報を共有し、迅速かつ適切に、関係児童からの聞き取りを行う等対応をする。

(4) 教育相談の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

また、児童理解のために全教職員が共通して大切にする考え方、SCや各相談員及びSSW等の活用、開発的教育相談とカウンセリングの実施を含めた未然防止に資する教育相談体制の充実も図る。

(5) 教職員の研修の充実

教職員は、常に児童の立場に立って物事を考え、児童を共感的に理解する姿勢をもつように努めねばならない。教職員自身が人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守るという姿勢が大切である。

児童のささいな言動から、集団の中で配慮を要する児童に気づき、表情の裏にある心の訴えを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。年度当初、「拡大生徒指導委員会」を設定し、配慮が必要な児童を理解し、指導にあたることができるよう交流をする。

(6) 保護者・地域との連携

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供する。学期に1度、「心のアンケート」を持ち帰り、保護者にも児童の心の有り様を確認してもらう場を設定する。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうために、授業参観において道徳や学級活動の授業を公開したり、保護者のための研修会の開催やホームページ、生徒指導だより「ホタル」、学年・学級だより等による定期的な広報活動を行ったりすることも大切である。

小学校においては、いじめを受けた児童の保護者からの訴えにより、いじめが発見されることが多い。学級担任は日頃から保護者との連携ができるように努めることが必要である。保護者には家庭での児童の様子を見る窓として、次のような見方を提示し、思い当たるふしがあれば、すぐに学級担任まで連絡するように働きかける。

- ◇口数少なくなり、目立って元気がなくなってきた。
- ◇「学校へ行きたくない。」等と言い出すことが増えてきた。
- ◇食欲がだんだんなくなってきたり、ぼうっとしている時があったりする。
- ◇朝起きた時や登校時になると身体の具合が悪くなったり、異常を訴えたりすることが度々ある。
- ◇学校を早退することが多くなった。
- ◇自分の部屋に閉じこもって、だれとも話をしなくなった。
- ◇友達の話を全然しなくなってしまった。
- ◇衣服が汚れていたり、けがをして帰宅したりすることがよくある。
- ◇持ち物がなくなることがよくある。
- ◇不審な電話がかかってきて、親が出ると切れてしまうことがある。
- ◇家庭から品物やお金を度々持ち出すようになった。
- ◇携帯電話を気にしている様子が見られる。

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをもよおって行われたりする等、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようア

ンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(7) 関係機関との連携

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校長の指導のもと速やかに組織的に対応する。被害者の児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害者の児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、対応にあたる。いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

① いじめの発見・通報を受けた時の緊急対応を行う

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為をとめる。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。たとえその内容がささいな兆候であっても、いじめの疑いにつながる行為には、早い段階から的確にかかわりをもつことが必要である。そして、学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を提供することも忘れてはならない。緊急対応での重点は、次のことを大事にする。

<いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す>

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目にふれないように、場所や時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

<事実確認と情報の共有>

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情等をいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者等第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（校長、学級担任、学年主任、生徒指導主事）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

【事実確認するとき聴取すること】

◇だれがだれをいじめているのか。	【加害者と被害者の確認】
◇いつ、どこで起こったのか。	【時間と場所の確認】
◇どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。	【内容】
◇いじめのきっかけは何か。	【背景と要因】
◇いつ頃から、どのくらい続いているか。	【期間】

<関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター、スクールロイヤー等との連携）>

いじめる児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく、警察署等に報告して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた児童又はその保護者への支援をする

<いじめられた児童に対して>

- ・事実を確認するとともに、まず辛く悲しい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・いじめられている児童にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめられた児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

- ・自信をもたせる言葉がけをする等、必ずいじめが解決できる希望がもてることを伝える。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（仲良しの友達、教職員、保護者、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた児童が安心して学校で生活し学習できるようにするために、必要に応じていじめた児童を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。
- ・いじめられた児童が心理的に落ち込んでいたり心にトラウマを抱えたりしている時は、スクールカウンセラーやほほえみ相談員、教員経験者、警察官経験者等学校職員以外の関係機関の委員と連携を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ、必要な支援を行う。

＜保護者に対して＞

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問して保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の辛く悲しい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・学級通信や学級懇談会で、その後の学級の様子を伝え、保護者に安心感をもたせる。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、ささいなことでも相談するよう伝える。

③ いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言をする

＜いじめた子どもに対して＞

- ・いじめた時の気持ちや状況等について十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を進める。
- ・学校では「いじめ防止等対策推進会議」を開き、必要に応じてスクールカウンセラーや教員経験者等の学校職員以外の委員の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止のための指導を行う。
- ・学校教育法第11条にあるように、指導を行ってもいじめの行為（心身や肉体的苦痛を与える場合）を繰り返す場合は、その児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

＜保護者に対して＞

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。
- ・問題が解決した後も、いじめを行った児童の様子を保護者に伝えるが、その中では、よい姿に変わろうとする具体的な言動や行為を話すように心がける。

④ いじめが起きた集団への働きかけを行う

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・いじめをはやし立てたり見て見ぬ振りをしたりしている行為も、いじめに加担するものであることを理解させる。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級や学年、学校全体に示し、特に学級活動の中でいじめについて話し合い、いじめを根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解するよう指導する。
- ・加害者の児童による被害者の児童に対する謝罪のみで終わらず、被害者の児童と加害者の児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取りもどすことに力を入れて指導する。
- ・道徳や社会科の授業の中で、基本的人権の尊重や命の尊さ、相手を思いやる心等の大切さを教え、全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑤ インターネット上のいじめへの対応を行う

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに警察に相談する。警

察の指導を受け、名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。

- ・インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、トラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。
- ・家庭との連携を密にし、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に、児童がメールを見た時の表情や様子の変化、携帯電話の使い方の変化等をしっかり観察してもらうように依頼する。
- ・学校説明会や保護者会の場で、家庭において、児童を危険から守るためのルールづくりを行う必要性や携帯電話を持たせる必要性について検討する。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、ブロック担当生徒指導主事、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー 等

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「岐阜市立西郷小学校いじめ防止プログラム」

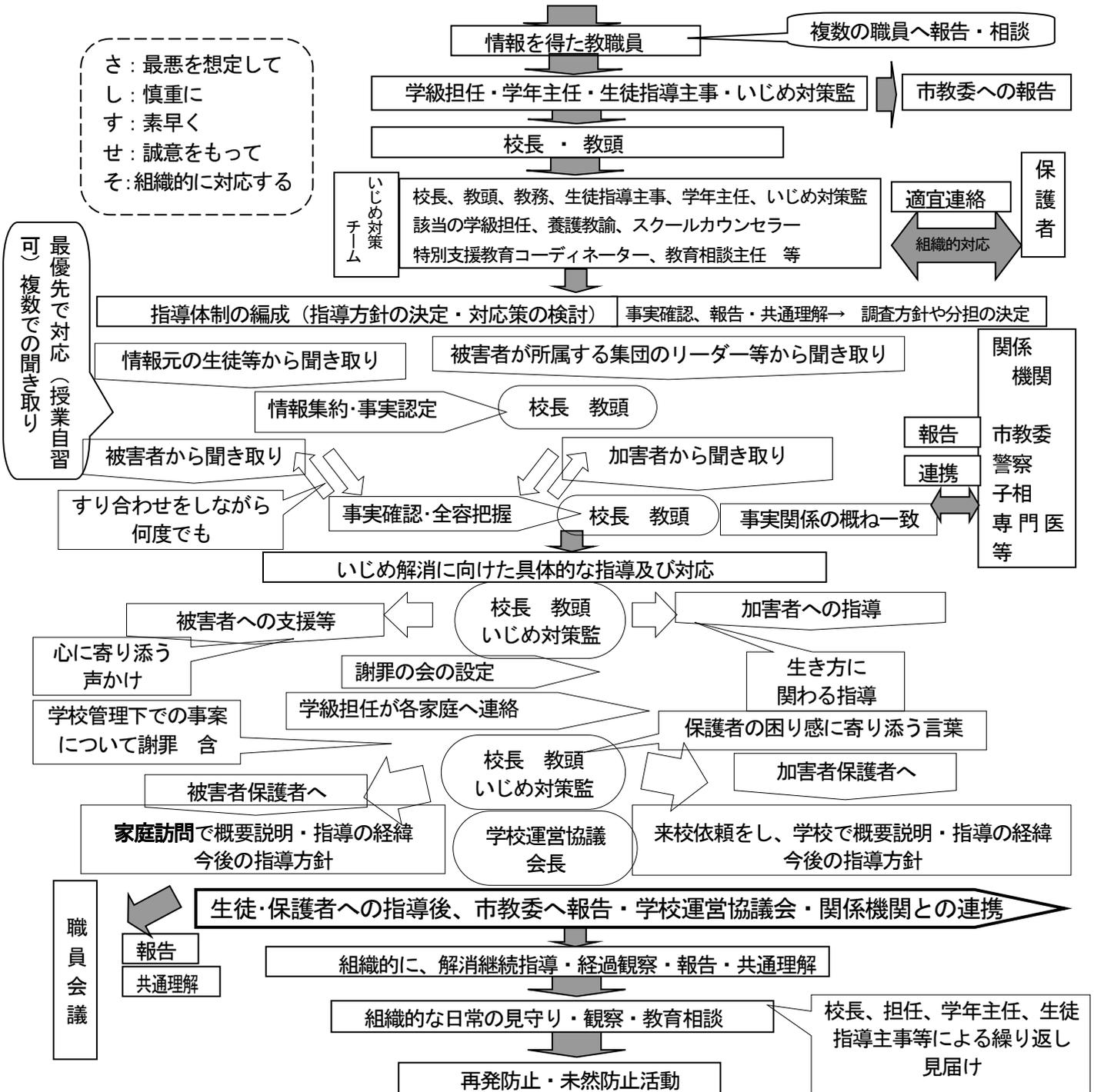
月	対象	取組内容	ねらい等
4	職員 児童 保護者 児童 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での「4・5・6月の生徒指導」提案 ★いじめ防止基本方針の確認 ★始業式、入学式で「4つの決意」の説明 ★「西郷小学校は『いじめ』を許しません!!」の配付 ・学校だより、ホームページ等による「いじめ防止基本方針」等の発信 ・「西郷っ子のくらし」の確認 ・前期認証式及び前期委員長の決意発表（「ゆめ・ひかる」に込められた願いも含む） ・「よいこと見つけ」をする時間、紹介する場の位置付け（年間） ・「心がホットあったか」本の紹介（年間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の実態と対応等の引継ぎし、今年度の方針の伝達をする。 ・「いじめ防止基本方針」及び「3日の取組年間計画」を確認し合う。 ・児童に4つの決意を伝達する。 ・「いじめ防止」のための方針を保護者に伝達し、いつでも見てもらえる状況にするためにホームページに載せる。 ・学校の約束の確認をすることで、秩序ある生活が送れるようにする。 ・前年度作成した「ゆめ・ひかる」に込められた願いをもとに、今年度の委員長の願いを全校に伝える。 ・児童が仲間のよさに気付けるようにする。 ・打ち合わせなどを利用して、常に児童の様子を共

			<p>通理解し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館にある「心がホットする」本の紹介をする。(教師から・児童から)
5	<p>保護者</p> <p>職員</p> <p>児童</p> <p>地域</p> <p>児童</p> <p>児童</p> <p>児童</p> <p>児童</p> <p>児童</p> <p>児童</p> <p>(職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会で「方針」等の説明 ・拡大生徒指導委員会の実施 ★「こころのアンケート(体調中心)」の実施 ★「にこにこポスト」「みまもりポスト」のお知らせ ★「一年生を迎える会」を通して、児童会から目指す学校について話す。 ・スクールカウンセラーの自己紹介とともに、SOSを出すことの大切さについての話を聞く。 ・アセスメントシステム(STAR)の実施 ・「情報モラル」に関する出前講座を実施 	<p>「いじめ防止」のための方針を保護者に伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援助児童の実態と対応方針の共通理解をする。 ・新しい生活に対する不安状況を把握し、保護者にも連絡する。 ダブルチェックについても確認する。 ・子どもたちが「安心して過ごせる学校」について考え、1年生や全校に伝えられるようにする。 ・地域にも子どもの安心・安全を見守っていただく旨を伝え、心配な姿について伝えてもらうような協力を依頼する。 ・SOSを出すことの大切さについての指導機会をもつ。(全校) ・タブレット端末の使い方を含め、年間を通して「情報モラル」について学べるようにする。
6	<p>職員</p> <p>児童</p> <p>児童</p> <p>職員</p> <p>児童</p> <p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での「7・8月の生徒指導」提案 ★「いじめ防止月間」の実施(児童主体の取組等) ★全校読み聞かせの実施 ★「こころのアンケート(いじめ項目あり)」と教育相談の実施 ・「よいこと見つけ強化週間」①の実施 ・第1回学校運営協議会で「方針」の説明(「いじめ防止等対策推進会議」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級目標の到達度の確認をし、「学年体育公開の取組における配慮事項の確認をする。 ・アンケートを通じて、不安状況、学級の状態把握を心がける。その日のうちにダブルチェックし対応できるようにする。 ・全学級でテーマを決めて、担任が読み聞かせを行い、「いじめ」について考えさせる。 ・アンケート実施後は即時対応・指導、事後指導等の見届けをする。 ・全学級からの素敵な姿を紹介することで価値付ける。
7	<p>職員</p> <p>児童</p> <p>職員</p> <p>児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」7月1日 ・4～7月までの第1回県いじめ調査の実施 ★「非行防止教室」の実施(情報モラルにも関わって) ★「あいさつ」等「安心して過ごせる学校」について考える取組の実施 ・「1学期の宝物」確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの案件をまとめることで、取組状況の確認と対応方針の見直しをする。 ・少年補導職員による「非行防止・犯罪被害防止教室」を実施することで、ネットマナーについて学ぶ。高学年以外も、ICTの使い方について学ぶ。 ・「安心して過ごせる学校」にするために、どんな取組を行うとよいか考え、全校で取り組めるようにする。 ・学級目標を振り返り、よい姿を価値付け、自己肯定感をもたせる。
8	<p>職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での「9・10月の生徒指導」提案 ★職員研修会(いじめ・教育相談について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期の学級目標の到達度の確認と、2学期以降の方針確認をする。 ・夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返りを含み、配慮児童の共通理解や対応方針の確認をする。 ・気になる児童の家へ連絡し、本人や保護者と話し、生活の様子を知り、指導する。
9	<p>児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★2学期大切にしたいこと(児童代表の話) ・前期委員長の成果発表 ・「よいこと見つけ強化週間」②の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「運動会」に向けての個人のよい姿の価値付けをする。
10	<p>職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での「11・12月の生徒指導」提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の出口を見通せるようにする。

	児童	<ul style="list-style-type: none"> ★「心のアンケート（体調中心）」の実施 ★後期認証式及び後期委員長の決意発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期に入ってから不安状況を把握する。
11	児童 職員 保護者 職員 児童 児童 保護者 児童 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のアンケート（いじめ項目あり）」②と教育相談の実施 ・保護者向けにも「いじめ防止」への協力を依頼 ★「いじめ防止月間」に向けての取組（児童主体の取組、等） ★いじめについて考える道徳の授業*3 <ul style="list-style-type: none"> ・「あったかい言葉かけ運動」募集と出品 *2 ・アセスメントシステム（STAR）の実施 ・第2回学校運営協議会の実施（「いじめ防止等対策推進会議」） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを通じて、不安状況、学級の状態把握を心がける。その日のうちにダブルチェックし対応できるようにする。 ・保護者に生徒指導日より「ホタル」でいじめ防止取組への協力をし、情報収集を図る。 ・児童会による「安心して過ごせる学校」にするための取組を行い、温かい人間関係づくり等への意識を高める。 ・「公正・公平」「親切」等をテーマにした道徳の授業をすることで、「いじめ」について考える場をつくる。 ・「あったかい言葉かけ運動」に保護者と取り組むことで、保護者にも言葉遣い、相手への思いやりの意識を高める。 ・11月までの児童の様子、いじめの案件についての報告や今後の対応説明をする。
12	職員 児童 児童 職員 保護者 児童 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での「1・2・3月の生徒指導」提案 ・「よいこと見つけ強化週間」③の実施 ・「2学期の宝物」確認 ★「SOSの出し方」の授業実施 <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルについて ・個人懇談 ・第2回県いじめ調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み前までの学級目標到達度やいじめ防止の取組を振り返り、3学期につなぐ。 また、児童のよい姿を価値付け、自己肯定感をもたせる。 ・学年ごとにテーマを決めて「SOSの出し方」についての授業を行い、「困った時には、大人に相談する」とよいことを教える。 ・個人懇談で各家庭と連携を図る。 ・いじめの案件をまとめることで、取組状況の確認と対応方針の見直しをする。
1	職員 児童	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での「来年度に向けての生徒指導」提案 ★児童会の取組（感謝の会）の提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を受け、次年度の方針を考え、示す。 ・様々な場面で、多くの人にお世話になっていることを思い起こし、感謝の気持ちをもたせ、各委員会で何ができるか考えさせる。
2	児童 児童 職員	<ul style="list-style-type: none"> ★児童会の取組（感謝の会）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「よいこと見つけ強化週間」④の実施 ・「こころのアンケート」③（記名式）と教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちで考えた感謝の会を全校に向けて行い、全校児童がお世話になっている人たちに感謝できるようにする。 ・全学級から集めた児童のよい姿を価値付け、自己肯定感をもたせる。 ・アンケートを通じて、不安状況、学級の状態把握を心がける。その日のうちにダブルチェックし対応できるようにする。
3	職員 地域 児童 職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会での「4月の生徒指導」提案（学校評価・次年度の方針を含む） ・第3回学校運営協議会の実施（「いじめ防止等対策推進会議」） ★「3学期の宝物」確認 <ul style="list-style-type: none"> ・後期委員長の成果発表 ・第3回県いじめ調査の実施 ・問題行動調査の実施（文科） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の反省を生かし、次年度のスタートがスムーズにできるように提案し、共通理解する。 ・1年間の児童の様子、いじめの案件についての報告や次年度の方針を説明する。 ・学級目標を振り返り、よい姿を価値付け、自己肯定感をもたせ、次年度への意欲をもたせる。 ・年間のいじめ案件等をまとめ、今年度の振り返りをし、次年度への引継ぎ事項を確認する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応 <早期発見・事案対応マニュアル>



【組織対応】

- ・「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職に報告し、校長の指導のもと、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、24時間以内に校長の指導のもと組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をする等心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的な取組を行う。

[大まかな対応順序]

【上記フロー図参照】

(2)「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第12条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。
- 指導記録について
 - ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ
 - ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。